

こ保第 4450 号
令和 5 年 2 月 24 日

保護者の皆様

寝屋川市こども部保育課長

「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針」等の変更について(通知)

国は、令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2 類相当」から、季節性インフルエンザ等と同じ「5 類感染症」へ移行することを決定しました。

つきましては、本市の「新型コロナウイルス感染症に対する市民の皆様への要請内容について」を令和 5 年 3 月 12 日で廃止するとともに、**「オミクロン株に対応した寝屋川市新型コロナウイルス対策(市立学校園等・保育所感染)に関する対処方針」及び「オミクロン株に対応した給食調理員(寝屋川市立小学校・保育所)が新型コロナウイルスに感染した場合の対処方針」については、令和 5 年 3 月 31 日で廃止します。**

なお、市立保育所における対処方針廃止後の対応等は下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

記

1 対処方針廃止後の市立保育所の対応

(1) 保育所の運営について

感染者(児童)が発生した場合でも原則として開所とします。

ただし、感染者(職員)が多数発生し、配置基準を満たすことができないなど、児童の受入体制を整えることができない場合は、クラス休業等を行うことがあります。

(2) 給食について

感染者(給食調理員)が発生した場合でも給食は停止しません。

ただし、感染者(給食調理員)が多数発生し、他所からの応援だけでは対応できない場合は、給食を停止することもあります。

(3) PCR 検査について

PCR 検査(スクリーニング検査(希望制))は廃止します。